

次の日本国憲法前文の一部を読み、あとの問いに答えなさい。

日本国民は、正当に選挙された〔 ① 〕における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との共和による成果と、我が国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保②し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意③し、ここに主権が国民に存することを宣言④し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する⑤。

- (1) 文章中の〔 ① 〕にあてはまる語を答えなさい。
- (2) 下線部②～④に述べられた日本国憲法の三大原則をそれぞれ答えなさい。
- (3) 下線部③について、日本国憲法の条文の中でこれと同じ内容を含むものは第何条か答えなさい。
- (4) 下線部④について、かつて主権を持っていた天皇は日本国憲法ではどのような地位と定められていますか。漢字2字で答えなさい。
- (5) 日本国憲法において、天皇が行う仕事を何といいますか。また、その仕事に対し助言と承認を与えるのはどこですか。
- (6) 下線部⑤について、この内容と同じ意味を持つ「人民の、人民による、人民のための政治」という言葉で有名なゲティスバーグ演説を行ったアメリカ合衆国第16代大統領の名前を答えなさい。

| | |
|---------|-----------|
| (1) | (2) ② |
| (2) ③ | (2) ④ |
| (3) 第 条 | (4) |
| (5) 仕事 | (5) 助言と承認 |
| (6) | |

- (1) 選挙によって選ばれ、国政の代表者となるのは国会です。
- (2) 日本国憲法の三大原則は「基本的人権の尊重」…②、「平和主義」…③、「国民主権」…④です。
- (3) 「平和主義」に関する条文は日本国憲法第9条です。
- (4) 憲法第1条において、天皇は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」と定められています。
- (5) 憲法第3条において、天皇の「国事行為」は「内閣の助言と承認」が必要と定められています。
- (6) 「人民の人民による人民のための政治」はアメリカ大統領リンカンのゲティスバーグ演説（1863年）での言葉です。

| | |
|----------------|-------------------|
| (1) 国会 | (2) ② 基本的人権の尊重 |
| (2) ③ 平和主義 | (2) ④ 国民主権 |
| (3) 第 9 条 | (4) 象徴 |
| (5) 仕事 国事行為 | (5) 助言と承認 内閣 |
| (6) リンカン | |